

電子書籍と著作権法

～出版と著作権隣接権に関する議論を中心として～

鈴木 香織

電子書籍市場が動き出している。インターネット上での電子ファイルの流通を進めることは多くの便益を市場にもたらす半面、歴史的にみれば違法コンテンツの氾濫を許すことになり得るという問題がある。本報告では、デジタル時代における出版を取り巻く著作権法制度の問題点について指摘し、特に出版と著作権隣接権について考察する

The electronic book and the Copyright Act.

Kaori Suzuki

Electronic book market has started to move in earnest. While pushing forward the distribution of electronic files on the Internet will achieve significant convenience in the market, historically speaking, such move can cause the flood of illegal contents. This article will consider the publication and rights neighboring on copyrights in digital age.

1. はじめに

出版市場に電子化された出版物が現れてから久しいが、その都度「電子書籍元年」と言われてきた。2010年も同様に同じキーワードで表現されているが、これまでと違い電子書籍市場は本格的に動き出したといえる。その背景は、電子書籍関連のデバイス (device) が上市されるようになってきたことがあげられる。このような背景の下、我が国においても電子書籍市場を中心とした出版の在り方について、経済、法律、技術などの様々な分野で議論が進められている。とりわけ、本報告では法制度論の議論が中心となるが、出版者に著作権隣接権を付与するものとして、「理論的にありうる」との学説として、中山信弘氏¹、上原伸一氏²、田村善之氏³などの学説がある。他に、2010年11月JASRACシンポジウムにて上野達弘氏、島並良氏、横山久芳氏、福井建策氏。更に、同年同月、日本知財学会および同学会コンテンツ・マネジメント分科会の協力で開催された日本知財学会2010年度秋季シンポジウム「デジタル・コンテンツの時代」秋季シンポジウム⁴においても、そのことについて取り上げている。

我が国は、世界に比しても電子書籍のコンテンツの流通量が多い。これは、携帯電話に向けて配信されているコンテンツが中心となっており、2010年現在において既に350億円の市場にまで拡大している。このような市場が先行して拡大した理由は、携帯コンテンツ市場がコンテンツホルダーにとって有益であるからに他ならない。携帯電話に配信されたコンテンツは原則的に個々の携帯電話に紐づけされており、また、料金の回収も携帯通信会社によってなされることが挙げられる。

今後、デジタル化された出版物の流通が始まることで、市場において多くの便益をもたらすことと思われるが、一方で違法コンテンツの氾濫などの問題も同時に抱えることになる。

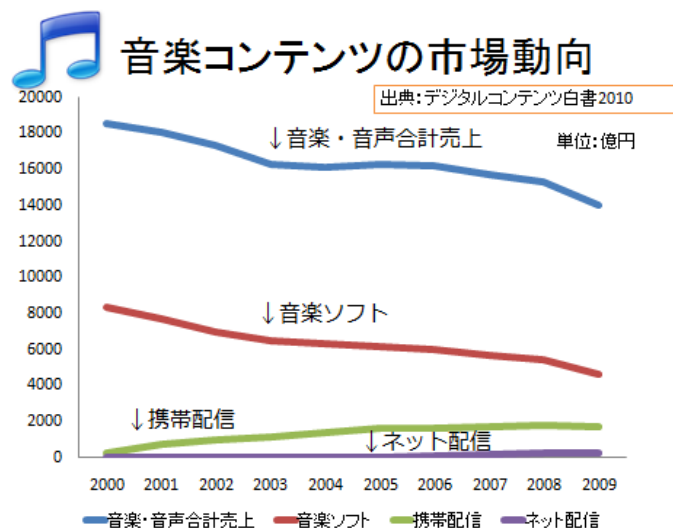
2. 問題の所在

デジタル化の波がこれまで幾度となくコンテンツ市場に影響を与えてきている。仮に、第一の波を「音楽」、第二の波を「動画」とすると、第三の波は「書籍」といえるかもしれない。デジタル化の波は、多くのメリットを市場にもたらすが、一方で複製や流通のボリュームが増えることから、違法コンテンツが氾濫する等の問題を同時に抱えることになる。

例えば音楽業界は、「デジタルシュリンク」という問題を抱えている。デジタルシュリンクとは、日本知財学会理事の久保雅一氏が提唱する造語で、「デジタル化がもたらす産業の縮小化現象」をいう⁵。

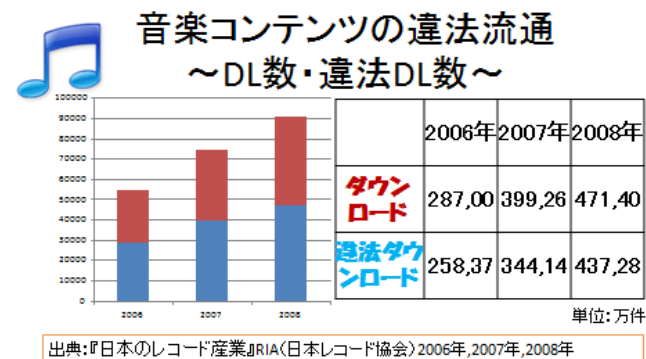
音楽コンテンツがデジタルで流通するようになり、着うたサイトやiTunes等を通じて、店舗に態々出向かなくても音楽を購入することが出来るようになったことを始めとして、市場に多くの便益をもたらし、ネット配信は伸び続けている。しかし、そ

の伸びに対して市場全体の縮小のスピードが速く、実質的に市場全体がシュリンクする現象が起きている。具体的には、CD を始めとするマテリアル (Material) 市場をネット配信が代替するとの期待があったが、それが出来なかったのである。



(図 1)

音楽・音声合計売上 ((図 1) によれば、2000 年に 1 兆 8,548 億円、2009 年には、1 兆 4,005 億円となっており 4,543 億円下がっている。この要因は、CD 等の音楽ソフトの売上の影響が大きい。また、音楽ソフトは、2000 年に売上が 8,343 億円、2009 年には 4,637 億円となっており 3706 億円下がった。携帯配信やネット配信は、2000 年には、携帯配信が 245 億円、ネット配信が 4,000 万円だったが、2009 年には携帯配信が 1,718 億円、ネット配信が 260 億円と売上を伸ばしたが、合わせても 1,732 億 6,000 万円売上がプラスになったに過ぎず、CD 販売等のマイナス分を代替出来るだけの売上には至らず、音楽市場は全体としてシュリンクした6。



(図 2)

この原因として、デジタル化に伴うリスクの一つである「違法コンテンツ」の氾濫が挙げられると思われる。(図 2) に見られるように、日本レコード協会『日本のレコード産業』(2006 年ないし 2008 年) によれば、音楽コンテンツのダウンロード数は、2006 年が 2 億 8700 万件、2007 年が 3 億 9926 万件、2008 年が 4 億 7140 万件であるが、その一方で違法ダウンロード数は、2006 年が 2 億 5837 件、2007 年が 3 億 4414 万件、2008 年が 4 億 3728 万件であり、ほぼ同数で推移がみられる。すなわち、違法ダウンロードの数は全体の流通量に対して、約 50% ということになる。ただし、違法コンテンツはあくまで推計であり実質的にはこれ以上のボリュームがあるとの推察もできると思われる。ここから見ても明らかなように、違法コンテンツはコンテンツ市場におけるデジタルシュリンクの最大の要因であるといえる。デジタルシュリンクへの対応が十分にできなければ、コンテンツで収益化させることは困難になると思われる。

今後、電子書籍に係るネット配信が伸びることは予想されるが、紙媒体の書籍と代替し、新たな市場ができることを期待できるわけではないのかもしれない。すなわち、電子書籍においても、違法コンテンツの氾濫を食い止めなければ、音楽市場と同様に、マテリアルベースの市場からデジタル市場への転換が十分になされず、結果としてデジタルシュリンクが起きてしまう可能性がある。そこで、電子書籍における市場環境を背景としたうえで、効果的な制度設計が求められていると思われる。

そのため、出版市場におけるビジネスモデルの中心となっている出版者を例にあげ、音楽市場のようなビジネスの構造を作り出すことによって、より出版市場がデジタル時代に対応出来るのではないかとということについて考察する。

なお、現在の出版者は、著作物を創作した者に当たらないため、著作権法上固有の権原を与えられてはいない。出版権等の設定も認められているが、これはあくまでラ

イセンス契約におけるライセンスの保護規定の一つでしかなく、主体的に訴訟等の活動が出来るわけではない。また、著作権の設定については、その対象物を紙媒体に限定しているとの通説があるため、著作権制度自体についてもデジタル時代の対応が十分になされていない。

そこで、本稿では、デジタル時代における出版と著作権法制度に関して、出版者と著作隣接権制度に関する議論を中心に、その効果と妥当性について検討するものである。

3. 著作隣接権制度

著作隣接権とは、「著作権に隣接したある種の権利⁷」であり、著作権法第 89 条ないし 104 条までに規定されている。著作隣接権は、著作権と並んで独自の権利を持つ⁸。そのため、例えば音楽 CD の場合は、作詞・作曲等の著作権に加え、歌手等の実演家の著作隣接権と、いわゆる原盤権といわれるレコード製作者の著作隣接権が含まれており、音楽 CD の利用にはそれぞれの権利の調整が必要になる⁹。我が国においては、実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者に著作隣接権を与え保護している¹⁰。

	対象	条文
1	実演家	著作権法第 89 条 1 項
2	レコード製作者	著作権法第 89 条 2 項
3	放送事業者	著作権法第 89 条 3 項
4	有線放送事業者	著作権法第 89 条 4 項

(図 3)

著作隣接権の存在理由について中山信弘氏は、一般的な製品の物流と著作物の伝達が異なった特性があり、「法で特に保護する必要性が高い」からとしている¹¹。著作隣接権は現在（2010 年）のところ著作隣接権者を対象となる四者に限定（著作権法第 89 条）しているが、立法論から考えるとその他の者に保護の範囲を広げることも可能である¹²。また、例えばレコード制作にかかる「製作者」については多くの者がかわっているため、理論的には著作隣接権の保護対象者を政策的な判断により広げることが可能である¹³。しかしながら、前述したように個々に権利が発生するため、広げすぎることによって利用等にかかる調整が複雑化し、その結果取引コストが増大し利用が進まなくなるのではないかとする批判も成り立つ。そのため、著作隣接権に関しては権利を新たに創設する場合に慎重な議論が求められる。一方、著作隣接権は、著作権と別途独立して規定されており（著作権法第 90 条）、侵害等に対しては権利の厚みが増すため、著作権者と著作隣接権者の協力によるハイブリッドな対応・効果が期待出来

る。また例えば、事実情報を中心となり著作権以外の情報を扱うコンテンツや、著作権の保護が弱いコンテンツ、パブリックドメインを編集したコンテンツに対して著作隣接権を行使しうるため保護の対象を著作物に限られない¹⁴。更に、政策的な判断により、制度をカスタマイズすることが可能という点も挙げられる。例えば、権利として認めておいて、報酬請求権のみ認めること等が考えられる。

著作隣接権は、著作権とは別個に、著作物の解釈や伝達に関わる者の一部を対象に活動の安定性を確保し、その文化的役割を十分果たすことが出来るよう規定されているものであるが、実務上も学説上も確定的な制度的根拠が無いといえる。一般的には、①準創作性の保護、②公衆に伝達する役割を担う者の保護だと理解されている¹⁵。

	準創作	投資の保護	伝達媒体
実演家	実演を通して音楽等は原著作物を楽しむ。	実演にかかるまでの訓練、修行が必要であり、その過程における投資がある	実演家を通じて人々に音楽等が伝達
レコード製作者	録音方法により聴衆の感得する音楽性が変わり得る	音楽制作に基づいて必要な投資が行われている。	レコードという伝達媒体を利用して音楽が伝達。
放送	編成行為に認められる。(編集著作物に著作物性があることかから違和感はない)	ニュース等は、先行投資が不可欠であり、放送投資の保護は WIPO における議論においても認められるところである。	放送という伝達手段。
有線放送			

(図 4)

①準創作性の保護は、根拠として最も多い説明だがその意義については確定的なものはない。その、準創作について、加戸守行氏によれば、「著作物の創作活動に準じたある種の創作的な活動」と述べる。著作物等¹⁶の創作に当たっては複数の関係者が創作に何らかの形でかかわることが一般的であるし、また、伝達的前提となる解釈が行われて表現されるということが一般的である。そのような作業を行う一部の者に対して、準創作的行為があるとして保護を与えているのである。

②公衆に伝達する役割を担う者の保護については、著作物等がその創作者の力だけでは一般に流通することが出来ないという前提があり、その著作物等の伝達者に対し

て保護を与えているとするものである。その、伝達する役割を担う者は、その伝達のために大きなコストを負担（投資）し、著作物等を流通させることが出来る補助的活動を行なっている。すなわち、著作物等は、その解釈者や伝達者が存在することで大衆に流通するのであり、そのことに対してインセンティブを著作隣接権者に与えているのである¹⁷。

これら、①ないし②の著作隣接権の保護の根拠について、実演家、レコード製作者、(有線)放送事業者について検討を行う。

まず、実演家は、著作物等の解釈し表現する。例えば、楽譜にある音楽の著作物を演奏という形で表現すること等である。実演は、他の著作隣接権者三者の中でも最も準創作的行為をしているといえる¹⁸。また、演奏などを通じて大衆に著作物を伝達するという役割も担っている¹⁹。次にレコード製作者は、音源の固定の際には多くの準創作的行為が含まれていることと、伝達における役割が大きいといえる。また、準創作および伝達にかかる投資を負担している。どちらかといえば、伝達者としての役割が根拠の中心となっていると思われる。最後に(有線)放送事業者は、放送にかかる編集作業等の準創作的行為が行われており、伝達における役割も大きい。どちらかといえば、伝達者としての役割が根拠の中心となっている点で、レコード製作者と近い。これらを参酌すれば、著作隣接権は妥当性がある者に対しては政策的判断により保護を与えることが可能であるということが分かる。

ただし、これらの準創作行為あるいは伝達には多くの者が関わっている中で、なぜ四者のみなのかという点については疑問があるところであるが、この中でもレコード製作者や放送事業者は、②の理由の実質的な効果としてビジネスにおいて収益化し創作者への配分を行える者であることについては、経済的な合理性があるといえ、理由の一つになっていると考える²⁰。

4. 出版者と著作隣接権

出版者と著作隣接権制度にかかる議論は20年以前から存在している。

1970年に成立した著作権法に対し、日本書籍出版協会（以下「書協」という）は、「発行された出版物の組版面を写真その他物理的・化学的方法によって複製する場合には出版者の許諾を要する」との条文を加えるように要請したが取り入れられなかった。1985年には、書協、日本雑誌協会、出版粋会、自然科学協会が「版面に関する出版者団体協議会」を設立し、改めて版面権の創設を文化庁長官に要請した²¹。

文化庁は、複写機器の発達・普及に伴い出版物の複写が加速度的に増加したという背景のもと議論を行ってきた。複写機器の発達による複写の増加問題については、「著作権審議会第4小委員会」（文化庁、1976年）から報告書が出され、権利集中機構等を利用した対応策が検討された。その後「著作権の集中的処理に関する調査研究協力者会議」（1984年）の議論を経て、集中的権利処理機構が設立された。その後1985～1986

年に、計二回にわたって、「出版者を保護するため出版物の版面の利用に関する出版者の権利の創設について検討を行う」ことに関し、国会の衆参文教委員会で付帯決議が行われた。それを受けて、複写機器の発達・普及に更なる対応の必要性が引き続き存在しており、出版を巡る複写を中心とした複製利用の実態を考慮し、独自の保護について検討しなければならないとの思想から、1985年（昭和60年）に著作権審議会において第8小委員会が設置された。1990年（平成2年）6月『著作権審議会第8小委員会（出版者の保護関係）報告書』（以下、「第8小委報告書」という。）を公表している²²。

第8小委報告書では、出版者が出版行為により著作物の伝達に重要な文化的役割を果たしており、一定の範囲で現行著作権法においても保護がなされているが、複写機器の発達普及という新しい市場環境においては、既存の出版権設定の制度に加えて、一定の権利を認めることが必要であると考えとし、「(1)出版者の権利は、出版行為により著作物の伝達上果たしている役割の重要性を評価して、技術的進歩等に対応して新たに出版者の保護を図るものであって、実演家、レコード製作者等の保護と同様に著作隣接権制度の中に位置付け得るものであること、(2)出版物が複写機器等により簡易に複製されることに対して、出版活動の安定性を確保出来るようにするための権利であること、(3)著作隣接権として位置付けられる出版者の権利は、著作物の権利に変更を加えるものではないこと、(4)権利の内容、存続期間等については、前期の趣旨に照らして必要な限度において認められるものであり、また、適正な権利行使が行われるような措置が必要であること」として、出版者への著作隣接権のような制度を作るべきとの提言を行った²³。しかし、経済団体等の□複写の増大における経済的損失の影響が不明確、□現行法の枠内で譲渡契約によることも可能なこと、□国際的コンセンサスが無いこと、□国内におけるコンセンサスを得るのが困難なことなどが意見により反対を受け制度の導入には至らなかった。

知的財産戦略本部が発表した「知的財産推進計画2004」では、出版物に関する「版面権」について「出版物の複製に係る出版社の報酬請求権の是非に関する関係者間協議の結論を得て、2004年度以降必要に応じ、著作権法の改正案を国会に提出する。（文部科学省）」としていたが、知的財産推進計画2005以降において、出版物にかかる「版面権」の記述はみられなくなった。

2010年、総務省・文部科学省・経済産業省の三省が合同で開催した「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」の報告によれば、出版者より「□出版者の権利内容を明確にすることにより、出版契約が促進される可能性があること、□デジタル化・ネットワーク化に伴い、今後増加することが想定される出版物の違法複製に対しても、出版者が物権的請求権である差止請求を行い得るようになることで、より効果的な違法複製物対策が可能とである」との主張がされ、それに対して「出版契約や流通過程に与える影響や各国の動向についての調査・分析等

の実施や議論の場を設けるなどを通じて、更に検討する必要がある。国としても、こうした取組を側面から支援することが適当」とし、それを受けた議論が文科省における「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」で始まっている。この一連の動きの中で、電子書籍と従来型の出版に係る広範な利害調整や図書館などの公的サービスの在り方までが議論されて行くことが期待されている²⁴。

2004年頃の議論は、ブロードバンド環境におけるコンテンツの流通という側面からの議論であり、電子書籍に係る市場環境においても利用者のニーズが十分であったとはいえず、2005年以降に議論がされなくなった理由はその辺りに問題があったのかもしれない。しかしながら、2010年においては、電子書籍を閲覧出来るデバイスの普及が進み、電子書籍に関する市場が本格的に動き出したこともあり、2010年以降の電子出版にかかる法制度整備の議論が進み始めたといえる。ただし、出版者における著作隣接権の付与については、あくまで出版者側が出している意見に過ぎず、今後の議論が電子出版そのものの在り方も含めて今後議論が進んでいくことが期待される。出版を巡る著作権法制度の在り方については、デジタル時代において再検討の必要性がある。

デジタル時代において、出版物はインターネット等を介して配信されることになる²⁵。また、流通形態もこれまでの紙媒体の出版物とは異なったものが現れてくると予想される²⁶。

このような市場環境においては、多くの便益を得ることが出来るようになる一方、違法コンテンツの氾濫などの問題が発生することが予想される。また、利用方法が多様化することで、様々なビジネスチャンスが生まれてくることが予想される。そこで、これまで以上に著作権者である作家等と出版者が協力し合ってビジネス環境を構築していかなければならないと思われる。なおこれまで、著作権者は、個人である場合が多くまた専門的に作家業を行っている者も多いことから、それ以外のビジネスの部分は出版者が担うことが一般的な形であったと考える。しかし、電子書籍の出版は出版者を介さずとも安価なコストで出来る。そのため今後、出版者は作家等が出版者を介して出版活動をしたいと思うような価値を提供する仕組みを構築しより一層の努力が求められる。

出版者は、作者の創作活動において補助的な役割を担っているが、創作を行っている者ではないため著作権者としては認められていない。一方、出版に際して著作権違反等の監督責任の義務があり責任も重く、訴訟の際には巻き込まれることも多い。このように、出版者は著作権法上、固有の権原を有しないことを理由として、違法コンテンツの排除等も独自に動くことは難しく、原則的に著作権者の地位を基礎として動かなければならない。

出版者に著作隣接権を付与するという点についての議論は、20年以上前から存在していたものの、制度の導入までには至っていない。しかし、データファイルでコンテンツが流通するという極めて特殊な環境に置かれるデジタル時代において、この問

題は再検討の必要があると考える。

出版者に著作隣接権を付与することについての妥当性があるのかという点について、著作隣接権者四者の制度に係る保護の根拠をあてはめて検討したい。

著作隣接権制度の保護の根拠が①準創作性の有無、②公衆に伝達する役割を担う者の保護であるという前提の下、出版者をこれにあてはめると、①については、出版者が作家と協力して創作にかかる補助的な作業を行っており、②については、出版者は書籍の制作コストを負担し、作成した書籍等を流通させるための媒介となり、収益を上げ著作者に報酬を配分している。以上のことから、出版者に著作隣接権を付与することについては制度に係る保護の根拠から見ても問題が無いように思える。

著作隣接権制度は、著作権とは別個に権利を作り出すものであるため、双方が独立しており²⁷、既存の著作者から権利を奪うものではない。学説上も「著作権概念で統一するよりも、法体系として明解であり、妥当²⁸」とするものがある。更に、制度については自由な発想で作ることが出来るというのもメリットが多い。例えば、権利を限定して規定することも可能であり、報酬請求権とすること等も可能である。他にも、権利を認めておいて権利制限規定で権利の行使出来る範囲を限定することも可能であると思われる²⁹。このような権利を出版者に付与することによって、著作権者の有する著作権と、出版者の有する著作隣接権はそれぞれの権利を行使出来るようになるため、ハイブリッドな効果が期待出来ると思われる。更に、著作隣接権は、伝達の対象を著作物に限定していないため、事実情報が中心となって扱われている出版物や、パブリックドメインになっている情報を編集して出版したとき等にも権利が及ぶということが期待出来る。以上のように、著作隣接権制度を利用することで、出版者に主体的権利を与えて違法コンテンツ等への対応力を上げられることが期待出来る。ただし、著作隣接権についても問題はあり、出版にかかる著作隣接権が、条約上の保護がなされていないことが挙げられる³⁰。勿論、将来的に条約の締結を目指すとする考えはあり得るが、現時点では対応できていない。そのため、国内市場においては著作隣接権の行使が可能であるが、海外市場においては行使できないとする問題がある。

そのため、著作隣接権制度の対象に出版者を含めたととしても、海外市場に対してはこれまでどおり著作権を基礎として対応しなければならない。

おわりに

出版をとりまくデジタル化の波は、出版市場に大きな変革をもたらす可能性がある。

考察においては、デジタル時代のリスクとしてデジタルシュリンクというデジタル化に伴う市場の縮小減少を挙げ、それに対応するためには創作の補助や流通面をプロデュースする出版者の地位を高め、著作隣接権制度による保護を行うことについて、20年前の議論を参照しつつ現在のデジタル時代を迎えた出版の現状を加味し考察を行ってきた。

この問題は、制度的な問題はクリアしていると報告者は考えている。すなわち、出版者は準創作的な活動によって書作者の創作活動を補佐しており、著作物の伝達においての寄与あるいはマネジメントを行っており、既に著作隣接権者となっている4者と比較しても見劣りしない活動をしていると言えよう。

しかしながら、出版者に著作隣接権を与えることについては、著作者を始めとして如何にコンセンサスを得られるのかということが今後の課題であり、現在進められている文化庁、総務省、経済産業省などが提供している議論の場でどのような結論に至るのか注目される。

謝辞

研究報告に際し、東京理科大学 MIP 平塚三好准教授に御礼申し上げます。

参考文献

1. 相澤英孝『知的財産法概説〔第3版〕』弘文堂[2008]
2. 作花文雄『著作権法 制度と政策〔第3版〕』発明協会[2008]
3. 島並良・上野達弘・横山久芳『著作権法入門』有斐閣[2009]
4. 楢山敬士『著作権論』日本評論社[2009]
5. 田村善之『著作権法概説〔第2版〕』有斐閣[2001]
6. 土肥一史『知的財産法入門第10版』中央経済社[2007]
7. 中山信弘『著作権法』有斐閣[2007]
8. 半田正夫『著作権法概説第13版』法学書院[2007]
9. 半田正夫『著作権の窓から』法学書院[2009]
10. 浜田治雄『知恵の守護法。著作権法編』三恵社[2007]
11. 文部省「著作権制度審議会答申」[1967]
12. 文部省「著作権制度審議会答申説明書」[1966]
13. 文化庁監修『著作権法100年史』著作権情報センター[2000]
14. 半田正夫=松田政行編『著作権法コンメンタール』勁草書房[2009]
15. 加戸守行『著作権法逐条解説〔5訂新版〕』著作権情報センター[2006]
16. 紋谷暢男『JASRAC 概論 - 音楽著作権の法と管理』日本評論社[2009]
17. 高木利弘「電子コミックビジネス調査報告書2010」インプレスR&D[2010]
18. 福井建策『著作権とは何か 一文化と創造のゆくえ』集英社[2005]
19. 福井建策『著作権の世紀一変わる「情報の独占制度」』集英社[2010]
20. 佐々木俊尚『電子書籍の衝撃』ディスカヴァー・トゥエンティワン[2010]
21. 歌田明弘『電子書籍の時代は本当に来るのか』筑摩書房[2010]
22. 村瀬拓男『電子書籍の真実』毎日コミュニケーションズ[2010]

- 1 中山信弘『著作権法』(有斐閣、2007) 423 頁参照
- 2 半田正夫=松田政行編『著作権法コンメンタール3』[上原伸一執筆](勁草書房、2009年) 150 頁参照
- 3 田村善之『著作権法概説〔第2版〕』(有斐閣、2001年)517 頁以下参照
- 4 知財学会秋季シンポジウム http://www.ipaj.org/symposium/symposium_13.html
- 5 久保雅一「デジタルシュリンクのメカニズムに関する考察」(日本知財学会、2010年) 秋季シンポジウム資料参照。
- 6 デジタルコンテンツ協会「デジタルコンテンツ白書2010」(2010年) 参照。
- 7 加戸守行『著作権法逐条解説〔5訂新版〕』(著作権情報センター、2006年) 478 頁
- 8 出版者、実演家、レコード製作者、放送事業者等は、技術の発展に伴い経済的な利益を侵食されることがあり得るが、著作権を付与することは理論的に無理であり、「著作権の枠外にいて著作権者とはほぼ同等の利益を与えることを目的として新たな権利の設定」をおこなった。半田正夫『著作権法概説〔第13版〕』(法学書院、2007年) 235 頁参照。
- 9 いわゆる「原盤権」は、明確な定義を持たないが、レコード製作者の著作隣接権、二次使用料請求権、貸与報酬請求権に加えて、実演家の著作隣接権と、実演家に対して支払われるアーティスト印税が一体になったものを指すことが多い。紋谷暢男『JASRAC 概論 - 音楽著作権の法と管理』[前田哲男執筆](日本評論社、2009年) 262 頁参照。
- 10 放送事業者と有線放送事業者は歴史的経緯により別個に規定しているが現在ではかなり類似している。中山信弘『著作権法』(有斐閣、2007) 420 頁参照。
- 11 中山信弘『著作権法』(有斐閣、2007年) 420 頁参照。
- 12 著作隣接権者として認めうる者として、本稿で検討を加えている出版者の他、データベースの作成者、プロバイダー等が挙げることがある。中山信弘『著作権法』(有斐閣、2007) 423 頁、半田正夫=松田政行編『著作権法コンメンタール2』[三山峻司執筆](勁草書房、2009年) 838 頁参照。
- 13 『著作権法概説〔第2版〕』(有斐閣、2001年)519 頁参照。
- 14 島並良=上野達弘=横山久芳『著作権法入門』[横山久芳執筆] 188 頁では、例としてレコード製作者における「野鳥の声の録音」や放送事業者における「スポーツ(非著作物)の中継」を挙げている。
- 15 中山信弘『著作権法』(有斐閣、2007年) 422-423 頁参照。。ただし、「準創作」における「準ずる」の程度が不明確であるとする学説に、本山雅弘「著作隣接権の理論に関する基礎的考察(一) 一戦前期ドイツ学説史の考察を中心として」民商法雑誌130 卷2号(2004年) 278 頁-279 頁参照。
- 16 例えばスポーツ中継のように、著作権により保護がされないとしても著作隣接権により保護がされうるものもあるため「等」としている。

- 17 著作隣接権が認められている四者は、「原著作物とその著作物を享受する一般公衆との間にあって、それを媒介する作用を為す、すなわち、原著作物を有形的に聴視覚に感ぜしめて頒布する作業を営む」ことについて共通性がある。阿部浩二「いわゆる隣接権について」私法 23 卷(1961 年)169 頁参照。
- 18 吉田大輔「著作隣接権制度の発展とその行方」著作権研究 23 卷(1996 年) 116 頁「実演は性質上精神的創作行為である」と述べる。
- 19 半田正夫=松田政行編『著作権法コンメンタル 3』〔上原伸一執筆〕(勁草書房、2009 年) 148 -149 頁は、「投資」の保護とは、著作隣接権者の「活動を維持するための投資が保護されること」であって、「投資そのものが保護されるものではない」と述べる。
- 20 阿部浩二「いわゆる隣接権の保護—国際会議を巡って—」法学 25 卷 2 号 128-165 頁では、隣接権の目的として「企業の維持達成のためにあるものとみてよい」とする。ただし、本山雅弘「著作隣接権の理論に関する基礎的考察 (一) —戦前期ドイツ学説史の考察を中心として—」民商法雑誌 130 卷 2 号 (2004 年) 320 頁—321 頁では、著作権法とは別個に著作隣接権を規定した理由につき、営利的、経済的な競争概念を著作権概念にとりこむことで、結果的に著作権が有する精神的、文化的競争概念の希釈につながることから、それを避けるために、体系的かつ立法的な問題意識が背景にあったということについて述べられている。
- 21 野々村徹「検討始まった『版面権』」新聞研究 423 卷(1998 年) 95-97 頁。
- 22 著作権情報センターのホームページで公開されている。
http://www.cric.or.jp/houkoku/h2_6/h2_6_main.html
- 23 著作権審議会第八小委員会「報告書」(文化庁、平成 2 年 6 月) 参照。
- 24 吉田大輔「ネット時代の著作権 99 電子書籍の流通に関する懇談会」出版ニュース 5 月中下合併号(2010 年)40—41 頁参照。
- 25 2009 年度の電子書籍市場規模は、推計 574 億円 (前年比 23.7%増加) した。特にケータイ向け電子書籍市場は、513 億円であり電子書籍市場の 89%を占める。高木利弘「電子コミックビジネス調査報告書 2010」〔インターネットメディア総合研究所編〕(インプレス R&D、2010 年 7 月 27 日) 参照。
- 26 米国では、Amazon 社や Apple 社による電子書籍に係る販売モデルの競争が起きている。歌田明弘「米電子書籍のコストと利益」出版ニュース 5 月中下合併号 (2010 年) 23 頁参照。
- 27 著作権法第 90 条では、「著作者の権利に影響を及ぼすものと解釈してはならない。」とある。また、著作権者の権利も著作隣接権者に制約を与えるものではないとした判決に、ブラフマン事件東京高判平成 21 年 3 月 25 日 (裁判所ホームページ) がある。
- 28 作花文雄『詳解著作権法〔第 4 版〕』(ぎょうせい、2008 年)479 頁。
- 29 土井輝生「実演家の権利の保護—隣接権の保護に関するローマ条約と我が国の著作権・隣接権法律草案—」著作権研究 1 卷(1967 年)32 頁。著作隣接権者の権利制限につ

いて、基本原則を定めるにとどめてその範囲については裁判官の判断にゆだねるべきである。

30 実演家、レコード製作者、放送事業者は、1961 年にローマの外交会議で「実演家、レコード製作者および放送事業者の保護に関する条約」(ローマ条約) が採択され、国際的な保護の環境が整備された。我が国は、1989 年に締結、発行。これにより著作隣接権制度が創設されることになった。渡井敏雄「著作隣接権の国際的保護」立法と調査 151 卷 48-51 頁参照。